

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(令和14年12月31日まで)

秋 本 務 第 3 7 4 号
令 和 4 年 6 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察の共催及び後援に係る事務取扱要領の制定について（例規）
みだしのことについて、別添「秋田県警察の共催及び後援に係る事務取扱要領」を制定
したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

秋田県警察の共催及び後援に係る事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、秋田県警察が、秋田県警察以外が行う行事を共催し、又は後援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 共催

行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。

2 後援

行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することという。

第3 承認の基準

秋田県警察は、行事の主催者（以下「主催者」という。）から共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げる基準により審査の上、これを承認するものとする。

1 主催者についての基準

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人及びこれに準ずる団体
- (3) その他公共性の高い報道機関や公共輸送業務を担当する企業等

2 事業内容についての基準

- (1) 秋田県民の安全・安心を確保するために必要であると認められるもので、公益性のある事業であること。ただし、宗教活動、政治活動又は営利を目的とすると認められるものを除く。
- (2) その規模が広範囲にわたるものであることとし、一市町村程度の極めて限られた範囲のものは、原則として承認しないこと。
- (3) 「秋田県警察運営の基本方針と重点目標」を始め、秋田県警察が推進する施策に反しないものであること。
- (4) 警察の公平性及び公共性に疑問が生じるおそれのないものであること。

3 その他の基準

- (1) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (2) 開催又は開設の場所は、公衆衛生及び災害防止について十分な設備措置が講じられていること。

第4 申請書等

主催者から共催又は後援の申請があったときは、秋田県警察名義使用申請書（様式第1号）を提出させることとし、必要により次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、様式第1号の内容が具備されている書面による場合は、同書面をもって申請できるものとする。

- 1 主催者の存在及び基礎を明らかにする書類
- 2 役員その他事業関係者の住所及び役職名等を明らかにする書類

3 事業の目的及び計画を明らかにする書類（予算書を含む。）

第5 承認

- 1 承認に際しては、申請を受けた所属において起案し、警察本部長の決裁を経て、秋田県警察共催等承認通知書（様式第2号）により主催者に対して通知すること。ただし、以前に承認の実績があり、かつ、申請の内容に変更がないものについては、関係部長が専決することができるものとする。
- 2 承認する場合は、次の各号に掲げる事項を主催者に対して説明し遵守させること。
 - (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
 - (2) 事業終了後は、速やかにその結果について報告書を提出すること。
 - (3) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
 - (4) 後援の承認については、原則として事業の経費を負担しないこと。

様式第1号

年 月 日

秋田県警察名義使用申請書

秋 田 県 警 察 本 部 長 殿

申請者

団体名

代表者名

次の事業について、（共催・後援）をお願いしたいので、申請します。

1 事業の名称	
2 開催日時及び場所	
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 参加対象者	
6 他の（共催・後援） 予定者	
7 添付書類	
8 連絡先	担当者名： 電話番号： E-mail：

様式第2号

秋 第 号
年 月 日

様

秋 田 県 警 察 本 部 長

秋田県警察共催等承認通知書

令和〇年〇月〇日付けで申請のあった秋田県警察名義使用に係る事業（共催・後援）について、下記のとおり承認したので通知する。

記

1 事業の名称

2 承認期間

3 その他

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
- (2) 事業終了後は、速やかにその結果について報告書を提出すること。
- (3) 事故防止、救護体制等について十分に留意すること。
- (4) 後援の承認については、原則として事業の経費を負担しないこと。